宮崎県えびの市（白鳥温泉）から同市（賽ノ河原・歩道合流点）まで
宮崎県西諸県郡高原町（皇子原五号堰堤）から同町（二ッ石西・歩道合流点）まで
宮崎県西諸県郡高原町（坊主小屋・歩道分岐点）から同町（矢岳山頂）まで
鹿児島県指宿市（花瀬・国立公園境界）から同市（山仲・国立公園境界）まで、同市（脇塩屋・国立公園境界）から同市（川尻・国立公園境界）から同市（長崎鼻）及び同市（岡児ヶ水・国立公園境界）まで、同市（浜児ヶ水・国立公園境界）から同市（福元・国立公園境界）まで、同県垂水市（高峠・国立公園境界）から同市（高峠・歩道合流点）まで、同県霧島市（福山町福山・国立公園境界）から同市（国分敷根・国立公園境界）まで、同県肝属郡大隅町（大浜・国立公園境界）から同町（大久保・国立公園境界）まで、同町（上之河原・国立公園境界）から同町（垂水・国立公園境界）まで、同町（立神・歩道分岐点）から同町（下園・歩道合流点）まで、同町（炭屋・歩道分岐点）から同町（野尻野・歩道合流点）まで、同町（伊座敷・国立公園境界）から同町（島泊・国立公園境界）まで、同町（島泊・国立公園境界）から同町（外之浦・国立公園境界）まで、同町（大泊・歩道分岐点）から同町（御崎）まで並びに同町（宮之元・国立公園境界）から同町（船石・国立公園境界）まで
鹿児島県霧島市（霧島温泉）から同市（大浪池南・歩道合流点）まで
鹿児島県姶良市（尾崎・国立公園境界）から同市（前ヶ原・国立公園境界）まで
鹿児島県姶良郡湧水町（栗野岳温泉）から同町（レクリエーション村）及び宮崎県えびの市（えびの集団施設地区）まで

十八　次の運輸施設を削除する。

種類	位置又は区間
係留施設	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
一般自動車道	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）から同町（岩崎第二隧道）まで
船舶運送施設	鹿児島県熊毛郡屋久島町（栗生）から同町（栗生）まで

十九　次の生態系維持回復事業を追加する。

名称	区域
霧島生態系維持回復事業	宮崎県都城市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二二五林班から二三一林班まで、二三三林班から二四三林班まで、二四九林班及び二五一林班の全部並びに二二三林班、二二五林班及び二二八林班の各一部 宮崎県都城市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二〇九林班、二一〇林班、二一二林班、二一四林班及び二一六林班の各一部 宮崎県都城市高野町、夏尾町、御池町及び吉之元町の各一部 宮崎県小林市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二〇〇九林班、二一〇〇林班、二一〇三林班、二一〇六林班及び二一〇八林班から二一一五林班までの各一部 宮崎県小林市大字細野の一部 宮崎県えびの市内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二一九林班から二一二林班まで、三〇五一林班から三〇五三林班まで及び三〇五六林班の全部並びに二一一八林班、三〇五四林班、三〇五七林班から三〇六六林班までの各一部 宮崎県えびの市大字末永の一部 宮崎県西諸県郡高原町内国有林大淀川森林計画区宮崎森林管理署都城支署二〇八四林班、二〇八六林班から二〇九三林班まで、二〇九五林班、二〇九六林班、二〇九八林班及び二一〇一林班の全部並びに二〇八二林班、二〇八三林班、二〇八五林班及び二〇九七林班の各一部 宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田の一部 鹿児島県霧島市内国有林姶良森林計画区鹿児島森林管理署一〇四二林班、一〇四四林班から一〇六六林班まで、一〇七四林班及び一〇七七林班から一一〇〇八五林班までの全部並びに一〇七三林班、一〇七六林班及び三〇五五林班の各一部 鹿児島県霧島市牧園町大字三体堂、大字高千穂、大字万膳、大字持松及び霧島田口の各一部 鹿児島県姶良郡湧水町内国有林姶良森林計画区鹿児島森林管理署一〇三四林班から一〇三七林班まで、一〇四〇林班、一〇四一林班及び一〇四三林班の全部並びに一〇三九林班及び三〇七三林班の各一部 鹿児島県姶良郡湧水町大字木場の一部

二十　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、霧島錦江湾国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

鹿児島県垂水市大字中俣の一部
鹿児島県霧島市隼人町真孝及び野久美田、国分敷根並びに福山町福山の各一部
鹿児島県姶良市大字平松及び大字脇元の各一部

二　削除する区域

鹿児島県鹿児島市桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
鹿児島県指宿市十二町の一部
鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から八林班まで、一三林班、二二林班、二三林班、三一林班、四五林班、五〇林班から六三林班まで、七五林班から一〇一林班まで、一一三林班から一一五林班まで、二一三林班から二一五林班まで、二二〇林班から二二二林班まで、二二五林班、二二八林班から二三三林班まで及び二六三林班から二七一林班までの全部並びに九林班、一二林班、一四林班、一五林班、一七林班から一九林班まで、二一二林班、二二六林班から三〇林班まで、三一三林班、三八林班、四七林班、六五林班、一〇二林班、一一一林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二一二林班、二七四林班及び二七五林班の各一部
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房、尾之間、口永良部島、栗生、永田、中間、船行及び宮之浦の各一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第二十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、霧島錦江湾国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　削除する区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町内国有林屋久島森林管理署一林班から四林班まで、五一林班、八二林班、九七林班、二二九林班から二三一林班まで及び二六五林班の全部並びに五林班から九林班まで、一二林班、一三林班、一七林班から一九林班まで、二二林班、二三林班、三〇林班、三一林班、四五林班、四七林班、五〇林班、五二林班、五三林班、五五林班から六一林班まで、八三林班、八五林班から九四林班まで、九八林班から一〇〇林班まで、一〇二林班、一〇三林班、二〇四林班から二〇六林班まで、二三二林班、二六四林班、二六六林班から二六九林班まで、二七一林班及び二七四林班の各一部
鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島及び永田の各一部

二　区域を表示した図面（省略）